

令和8年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（B日程入試）

民事訴訟法・刑事訴訟法

注 意 事 項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3～5ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は民事訴訟法につき1枚（そのⅠ）、刑事訴訟法につき1枚（そのⅡ）の合計2枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

民事訴訟法（配点 50 点）

I. 次の文章の空欄(ア)～(オ)に当てはまる最も適切な語句は何か、答えなさい。ただし、同一の記号には同一の語句が入る。（配点:20 点）

訴訟上の事実のうち、権利の発生、変更、消滅という法律効果の判断に直接必要な事実を（ア）といい、（ア）の存否を推認するのに役立つ事実を（イ）という。事実には、これらのほか（ウ）があり、これは、証拠の証明力・信用性に影響を与える事実である。

判例によれば、「当事者が主張しない事実は判決の基礎とすることができない」とする弁論主義の第1原則や、第2原則である「（エ）の拘束力」の対象となるのは（ア）に限られ、（イ）、（ウ）には適用がないとされている。その根拠は（オ）主義に求められる。仮に（イ）、（ウ）についても適用されたとすると、裁判官の（オ）に基づく合理的判断を制限し、不自然な事実認定を強いたり、審理を硬直化させたりするおそれがあるからであると説明される。

II. 当事者能力と当事者適格のそれぞれの意義及び違いについて、5行程度で説明しなさい。（配点:12 点）

III. 弁論の更新と直接主義の関係について、民事訴訟法の条文を挙げながら、9行程度で説明しなさい。（配点:18 点）

刑事訴訟法（配点 50 点）

I. 次の文章の空欄（ア）～（ケ）に当てはまる最も適切な語句は何か、空欄①～⑥に当てはまる最も適切な条文は何か、それぞれ答えなさい（条文を記載する際には、必要に応じて、法令名、条、項、号まで特定すること。刑事訴訟法の条文の場合は法令名を記載する必要はない。）。なお、空欄（カ）～（ケ）については、（ ）内に示された語句のうちから適切なものを選択して答えなさい。また、同一の記号、番号には同一の語句、条文が入る。（配点：30 点）

捜査機関は、裁判官の発する令状を得て搜索差押えをすることができる（①）。

その場合、搜索をすることができるのは、（ア）の「（イ）」（②）により準用される（③）と、（ア）以外の者の「（イ）」である（②）により準用される（④）。後者の場所等については、「（ウ）」がある場合に限り、搜索をすることができる。前者の場所等については、「（ウ）」がある場合に限るという要件が条文上規定されていないが、これは、前者の場所等については、「（ウ）」があることが（エ）される趣旨であるとされている。

一方、差押えをすることができるのは、「（オ）」（②）により準用される（⑤）である。

搜索差押許可状には、「搜索すべき場所、身体若しくは物」が記載される（⑥）。

覚醒剤密売人の疑いがある被疑者 X に対する覚醒剤取締法違反被疑事件において、X とその妻甲が居住するマンション居室である「〇〇マンション 5 号 X 方居室」が搜索すべき場所として記載された搜索差押許可状（以下「本件搜索差押許可状」という。）により搜索を行う場合、捜査機関は、特段の事情のない限り、〇〇マンション 5 号室において使用されている衣装ダンスの中を搜索することが（カ：できる・できない）。

また、捜査機関が、〇〇マンション 5 号室に置かれていたカバンの中を搜索しようとしたところ、甲が「それは私のカバンだから搜索してもらっては困る。」と抗議した。捜査機関は、特段の事情のない限り、本件搜索差押許可状により、甲のカバンの搜索をすることが（キ：できる・④）の要件を満たす

場合はできる・できない)。

捜査機関が〇〇マンション5号室の捜索を開始したとき、同室には、Xの友人乙が遊びに来ていた。乙は自分の携行品を入れたカバンを持ってきたが、捜査機関は、特段の事情のない限り、本件捜索差押許可状により、乙のカバンを捜索することが(ク：できる・(④)の要件を満たす場合はできる・できない)。

本件捜索差押許可状には、「差し押さえるべき物」の一つとして「覚醒剤」が記載されていたが、捜査機関は、特段の事情のない限り、本件捜索差押許可状により、Xのはいているズボンのポケットの捜索をすることが(ケ：できる・できない)。

Ⅱ. 上記Ⅰのカ(衣装ダンスの捜索の可否)及びケ(Xのズボンのポケットの捜索の可否)の解答について、その理由をそれぞれ説明しなさい。説明は、それぞれ4行以内とする。(配点：20点)

〔このページは空白です。〕

受験 番号					
----------	--	--	--	--	--

総 点	
--------	--

- Ⅰ
- (ア) _____
- (イ) _____
- (ウ) _____
- (エ) _____
- (オ) _____

Ⅰ 評 点	
-------------	--

- Ⅱ
- _____
- _____
- _____
- _____
- _____
- _____

Ⅱ 評 点	
-------------	--

- Ⅲ
- _____
- _____
- _____
- _____
- _____
- _____
- _____
- _____
- _____
- _____

Ⅲ 評 点	
-------------	--

受験 番号				
----------	--	--	--	--

総 点	
--------	--

I. (ア) _____

(イ) _____

(ウ) _____

(エ) _____

(オ) _____

(カ) できる・できない _____

(キ) できる・(④)の要件を満たす場合はできる・できない _____

(ク) できる・(④)の要件を満たす場合はできる・できない _____

(ケ) できる・できない _____

① _____

② _____

③ _____

④ _____

⑤ _____

⑥ _____

評 点	
--------	--

II.

(カ) _____

評 点	
--------	--

(ケ) _____

評 点	
--------	--